

結婚相談所で高額退会金

消費者トラブルを 斬る

» 7



弁護士 久保和彦

なかなか良縁に恵まれず、結婚相談所に一年間の会員期間で入会しました。入会して一ヶ月です

が、希望の条件を満たす女性を紹介してもらえたため、退会を申し出たところ、会員期間中での退会には違約金六十万円

が発生すると言われました。確かに、契約書には途中退会する場合には違約金が発生すると記載されていますが、六十万円交付が義務づけられ、利用者は書面を受け取った

二〇〇四年、特定商取引法の一部が改正されました。これにより、サービス業は、同法の規制を超える結婚相手紹介サービス業は、同法の規制を受けようになります。そのため、クーリングオフ期間を超過した場合でも、理由を問わずに途中解約することができます。ただし、途中解約した場合に発生する違約金の額は、既に受けたサービスに相当する額と法定の解約損料（最高二万円）の合計額に限られ、それ以外の特約は無効になります。

このように、業者によっては、違約金を支払わなければならな

い金額は既に受けたサービスの代金相当額十解約損料（最高二万円）だけになります。

この手法で高額なお金を要求する悪徳業者も存在し

ます。契約内容について

詳しく説明しない業者には注意しなければ

なりません。

結婚相手紹介サービス

業に関するトラブルは年々増えています。業者の

中には、出会いの機会を

求める男女の切実な悩み

につき込み、詐欺まがい

になります。

（久保和彦弁護士）

日から八日間以内であれば、クーリングオフ（契約解除）が可能になります。

ただし、クーリングオフが解除された場合でも、理由を問わずに途中解約することができます。違約金を支払う必要もありません。書面

に不備がないか専門家に

相談してみてはいかがで

しょうか。

もし書面に不備がない

場合は、八日間を経過

しているのでクーリング

オフはできませんが、中

途解約は可能です。その

場合、仮に契約書で

違約金の定めがあつ

たとしても、違約金とし

たとして、違約金とし

たとしても、違約金とし

たとしても、違約金とし